

2024年度

# めざせ! スペシャリスト

法職特別課外講座案内  
募集要項



南山大学法学部

# 目 次

I. はじめに .....	1
II. 司法試験合格体験記 .....	2
III. 募集要項	
1. 全体の概要 .....	12
2. 申込方法 .....	12
3. その他 .....	13
4. 学年別各コース案内 .....	14
(1) 1年次生向けコースの案内	
(2) 2年次生・3年次生向けコースの案内	
IV. 主要試験案内 .....	19
1. 将来の職業として .....	19
(1) 司法試験	
(2) 国家公務員	
(3) 労働基準監督官	
(4) 裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官・家庭裁判所調査官補）	
(5) 裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官）	
(6) 愛知県職員採用候補者試験（行政職）	
(7) 名古屋市職員採用試験（行政一般、法律職など）	
(8) 国家公務員試験採用情報	
2. 在学中に受験可能な「資格試験」として .....	21
(1) 司法書士試験	
(2) 行政書士試験	
(3) 宅地建物取引士資格試験（宅建試験）	
(4) 社会保険労務士（社労士）試験	

## I. はじめに

今日の私たちを取り巻く内外の社会状況は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻やイスラエルとハマスの武力衝突、気候変動による自然災害の多発、各国における保護主義的な動きなど、不確実・不安定な要因が多くなっています。我が国においても、労働人口の減少や政府の推進する働き方改革、外国労働者の受入などに伴う雇用環境の変化、円安や物価の上昇を含めた景気動向、IT技術の発展や生成AIの活用などから、日本経済の活性化が期待され、企業の人材採用意欲も高まっています。しかしながら、国際社会の不確実・不安定要因も多く、我が国の経済がどのように発展できるかわかりません。そのため、企業や公的機関などは、よりよいサービス・商品を人々に提供するため、より専門性やスキルの高い人材を求め、人材の獲得競争を行っています。

このような時代において、司法試験をはじめとする各種国家試験や公務員試験、また、行政書士や宅地建物取引士（宅建）試験などのいわゆる資格試験に合格し、専門的知識・スキルを修得し、やりがいのある仕事に就くことが皆さんの人生の1つの重要な選択肢であることは、もはや指摘するまでもないでしょう。私ども法職講座では、このような方向を目指し、その道のスペシャリストたらしめる学生の皆さんを支え、積極的にお手伝いしたいと思います。

1年生の皆さんは、これから法学部で法律基本科目の講義に接し、法律学という学問をじかに感じ取ることになります。また、2年次生以上の皆さんは既に感じられていることでしょう。しかし、今日、法律学の理論的な深まりと広がりにはめざましいものがあり、そのため、一度受講しただけではなかなかすべての内容を理解することができない状況が生じているのも事実です。そこで、将来、上記のような各種試験を受けようと希望している皆さんにとって、自己の勉学を効率的なものとし、その理解をさらに深めてくれる制度があれば、希望がより現実的なものになることは間違いありません。本講座は、このような役割を果たすためには、法律基本科目である憲法、民法、刑法を中心に開講しています。

けれども、もちろん本講座の役割はこれに限るものではありません。各種試験の受験を考えていない皆さんにも、法律学を取り巻く状況が上記のようなものであればこそ、学部の講義の拡張・補充、予習・復習といった十分な効用を提供します。実際、本講座を受講したことにより、学内の定期試験にとって非常に役立つとの声を少なからず耳にしています。

本講座の担当には、他大学法学部の先生、ならびに弁護士や司法書士の先生方が当たります。各開講科目の内容や程度について説明されているところをよく読んで、皆さんが自らの関心・学力に合わせて適切な開講科目を選択し、積極的に本講座を利用されることを心よりお勧めし、また期待しています。

## II. 合格体験記

### 司法試験合格体験記

小澤 ゆり

#### 1 法曹を目指したきっかけ

私は幼い頃、法律を武器にいわゆる悪者と戦う姿に憧れ、弁護士になりたいと思うようになりました。その後、その職務を知るにつれ、依頼者に対して大きな関心を寄せるようになりました。依頼者が弁護士に相談する内容の多くは、依頼者の日常生活を脅かす問題です。不安や怒り、悲しみによって、身動きが取れなくなったり、煩雑な法的手続きに心が折れてしまうことも考えられます。日々を懸命に過ごしている当事者にとって、法律問題の解決は大きなハードルであると考えられるようになりました。そこで、依頼者に焦点を当てた問題を解決することができる弁護士になりたいと思うようになりました。

#### 2 南山大学・南山大学法科大学院での生活

学部生のころは、部活動に注力し、司法試験に向けた勉強はほとんど行っていませんでした。しかし、所属していた刑事訴訟法のゼミにおいて行った GPS 捜査に関する判例の検討は今でも印象に残っています。多くの判例は全文を読むことなく、学習することになると思いますが、判例の全文を読み、細かい論点にまで目を向け検討した経験は司法制度そのものに対する興味をかき立てるものでした。そのほかにも、司法試験科目ではない授業に積極的に参加し、法律が実社会においてどのような影響を与えるのかといった視点を学ぶことができました。興味をひかれたものに対し、自発的に学ぶことができるのは学部生の特権であったと思います。

大学院での生活は、学部生の時とは一変して、司法試験に向けた勉強がメインになります。試験範囲は膨大であり、毎日の授業についていくのに必死でしたが、先生方との距離が近いこと、質問がしやすいことから学習するうえで大変助けとなりました。授業の中には実務科目もあり、訴状等の起案をする際、学んだ知識をどのように活用するのか、実体法、手続法、執行法の多角的観点の考察が必要となり、それぞれの法律の理解を深めることができました。実際の過去問においても、このような観点が問題理解に大きく役立つものもあるため、試験対策の点からいっても重要であると思います。私は試験勉強は院内の自習用キャレルで行うことが多く、集中して勉強するスペースが確保されていたため、修了後も重宝しました。

#### 3 勉強方法

私は 3 回目の受験で合格することができましたが、過去 2 回の受験と比べて終始基礎を固めることを意識して勉強しました。それまでは、気持ちが先走り問題集や過去問に飛びつ

いていましたが、完璧を求めすぎて挫折を繰り返していました。そこで、一から基礎を見直すことにし、一定の範囲について基本書を読んで自分の言葉で説明することができるか確認し、言葉に詰まるようなら再度基本書を読み返すといったことを行っていました。覚えるのではなく、理解したと思えるようになるまで、時間をかけて勉強することを心掛けました。始めのころはより効率的な方法があるのではないかと悩みながら勉強していました。しかし、過去の成功体験からこの方法が最も自分に合っていると思い、最後までやり方を変えることなくやり切ったことが合格につながったと考えています。

もっとも、試験の合否は答案によって判断されることから、蓄えた知識を答案に反映させる必要があります。どのように書けば評価されるのかについては、合格者の再現答案や問題集の模範解答を参考にしました。その際、過去の反省から完璧を求めず、自分が書きやすい構成や表現を模索することを意識しました。どの論点をどのくらいまで書くかといった現場での判断が求められるものについては、数をこなす感覚を磨いていく必要がありました。試験に向けて論証パターンなど準備できるものは準備しますが、出題箇所の手当が外れることは多々あります。そのときに、どう対応するかも予め心づもりをしておくことで全く答案が書けないということがないようにしていました。

また、私は答案の作成を計画的にこなすことが苦手だったため、ゼミに参加したり友人と問題集を解いたりしながら、モチベーションを維持していました。答案を人と見せ合うことで、自身の答案と比較検討することができ、勉強の質が大幅に向上したと考えています。

#### 4 司法試験で得た経験

2回目の不合格を経験した後、再度挑戦する気力が全く湧かず、勉強に身が入らない期間が続きました。その時、自分はどんな人間で、今後どんな自分でありたいかを改めて考えました。家族や友人から評価を聞き、自己評価との違いに驚いたり、認識すらしていなかった特徴を指摘されたり、新たな発見が数多くありました。中でも、友人から「負けず嫌い」であると言われたときに、確かにこのままじゃ終われないと再度試験に挑戦する決意を固めることができました。また、自己分析は勉強方法を選択する際にも役立つものです。自分に適した方法を選択することができたからこそ、勉強を継続することができたと思います。大学院を修了してから合格するまでの期間は人生の中で最ももがいた期間です。苦しくて辛い期間ではありましたが、その時感じたこと、かけてもらった言葉は今でも心に残っています。司法試験で得た経験は今後法曹として活動していくうえでも、大きな財産となりました。

#### 5 最後に

長い受験勉強が終わり、ようやく新たな一步を踏み出すことができました。受験を通して、本当に多くの人に支えられていたのだと実感しました。これからはその恩返しができるように研鑽を重ねていきたいと思います。

私の体験談が司法試験の受験を迷われている方の参考になれば幸いです。

## 1. 法曹を目指した動機

「先輩が弁護士になるなら、僕は検察官になって先輩と戦いますよ！」

高校1年生の夏、剣道部に所属していた私は、蒸し暑い武道場で同期・先輩と談笑していました。そのような中で進路の話になり、一つ上の先輩が弁護士を目指し、法学部を志望していると話しました。私の中で弁護士といえば、中学生の頃に見た「リーガルハイ」というドラマの印象が強く、そこで見た弁護士 vs 検察官という対立構造を知っていたので、先輩の発言に呼応するように、私は「冗談」として上記の発言をしました。

しかし、検察官という職業を調べるとこれが面白い。どのような業務をしているのか、どのような権限があるのか、ということ調べていくうちに気づけば司法試験という試験の難易度になんて目もくれないほど検察官を志望するようになっていました。

かくして、私は高校1年生の時から先輩の背中を追うような形で法曹を目指し始めました。

## 2. 予備試験奮闘記

法曹への夢は揺らぐことなく大学に進学したので、入学当初から勉強に打ち込むことは決めていました。そのような中、司法試験を受験するには法科大学院を修了するか司法試験予備試験という試験に合格するかの2つのルートがあることを知りました。さらに調べていくと、大学在学中に予備試験に合格すれば早く実務に出ることが出来るなどを知り、尊敬する先輩と同期になれるのでは・・・なんて思いを巡らせていました。その予備試験合格率を調べてみると、なんと驚愕の約4%、これで闘志に火がつかないわけがありません。私は大学の目標を予備試験合格に設定しました。

しかし、私は複数のことを並行して上手くこなせるほど器用ではなく、大学1年生の頃は憲法、民法、刑法の基本書を講義を追い越して読み進めることくらいしかできませんでした。令和2年の予備試験に出願したものの、他の4科目に取り組み始めたのは大学1年生の春休みで、全体像を把握することがやっとでした。コロナウィルス感染症の影響で試験日が約3ヶ月後ろ倒しになったにもかかわらず、短答式の過去問検討も不十分でした。当然結果は短答試験落ちでしたが、まだ2年生という心の余裕があったことに加え、個別指導塾で1週間に担当する生徒数が13人に増えた関係で、年明けまでは全科目の総復習と基本問題集を漫然と取り組んでいました。

年明けのタイミングで予備試験に合格するために本格的な勉強を始めることを考え始め、下記の短答式試験の勉強方法を取り入れた結果、令和3年予備試験の短答式試験は合格できました。もっとも、論文対策が固まりきらず論文過去問の検討不十分のまま論文試験を迎えたため、論文試験で落ちてしまいました。

試験後、早々に気持ちを切り替え、大学3年生の8月に論文の勉強法を確立し、専ら論文試験対策に時間を費やしました。そして、満を持して迎えた令和4年予備試験に無事に合格することができました。大阪の論文試験会場と千葉の口述試験会場に着いてきて、見送ってくれた4人の友人には感謝しかありません。

### 3. そして、司法試験へ

予備試験に合格したのも束の間、どうやら予備試験合格者向けのウィンターークラークなるものがあるらしい。せっかくの機会なので、事務所に応募し、選考が通った事務所のウィンターークラークに参加しました。そこでは今まで詳細に知らなかった企業法務について所属弁護士の方から直接お話を聞くことができたほか、予備試験合格者の友人もできたので、とても貴重な機会だったと思います。

しかし、予備試験に合格したからと言って司法試験に合格するとは限りません。統計上、予備試験合格者の翌年の司法試験合格率が95%程度だったとしても、自分がその5%に該当しない保障はどこにもありません。油断することなく、司法試験の過去問を解き、何事もなく司法試験を終え、無事司法試験に合格することができました。

### 4. 勉強法について

私は予備試験・司法試験に向けて、以下の5つを意識して勉強するようにしていました。もっとも、私は絶対的な勉強法というものはなく、個々人に最適な勉強法があるに過ぎないと思っています。したがって、私の勉強法は自己分析をした結果、自分に合っていると考えたものであり、重要なのは個々人に合った勉強法を確立することであるという念押しさせてください。

#### ①入門書はさっと通読すること

法律学は繰り返し勉強していくうちに体系的に理解し、理解力が向上していく学問だと思っています。私も基本書などを読み返す度に新たな発見や理解の更新があります。1回で全てを理解できたら、天才の領域だと思っています。

初学者の段階ではどれだけ時間をかけても、理解力に限界があります。それよりもその法律の体系がどのようになっているかをひとまず把握することが重要です。基本書などを複数回読み返すことを念頭に置いて、最初のうちは個別の事項に固執しすぎないことが大事だと思っています。

#### ②短答試験は素早く何周も周回すること

短答試験は過去問数が膨大であり、1周するのに時間をかければかけるほど既にやった問題を忘れやすく非効率になってしまいます。これも何周もすることを念頭に置いて、極力素早く周回することが重要です。

私は素早く周回するために、全ての問題の選択肢の横にオレンジペンで丸とバツを書き込み、赤シートで隠しながら頭の中で理由と結論を出すといった方法で取り組んでいました。

#### ③基本論点を含む問題は素早く正確に解くこと

司法試験の問題は基本問題と応用問題があり、後者は現場で司法試験委員が想定している解を導き出すのは至難の業です。もっとも、応用問題であっても問題文の事実に向き合い、不自然ではないロジックを立てて解答すれば少なからず点数は入るので、現場では応用問題に時間をかけたいところです。そうすると、基本問題で時間をかける又は基本問題の理解が不正確であるといった状態だと、合格が遠のいてしまいます。司法試験の基本問題は予備校の問題集や市販の問題集に必ず載っているの、準備をすることができます。

#### ④自分の答案と合格答案の分析をすること

どれだけ知識があっても、法律答案の書き方が備わっていなければ点数が入りません。そこで参考になるのが合格答案です。合格答案は上位合格答案ほど、こういった部分で得点がはねているのかや表現、事実の評価の仕方などの点で大いに参考になります。合格答案と自分の答案を見比べて、何が違うのかを発見するだけでも得るものが多いと思います。

自分の答案を見返すことはミスなどをまじまじと見せつけられるに等しいので、抵抗があると思います。しかし、そういった部分と向き合わなければ実力が向上していきません。

#### ⑤起案すること

これは賛否があると思いますが、私は少なくともタイムマネジメント力、すなわち点数配分や難易度から文量を設定し、時間内に書き切る力がつくまではしっかりと起案した方が良いと思います。自分が1ページに書く時間を把握しておかなければ、いくら頭の中で構成したとしても途中答案になりかねません。

司法試験で戦えるほどの書く力がつくまでは、起案することをオススメします。

### 5. 最後に

私の予備試験及び司法試験の合格は、予備試験の論文・口述試験のために車を出し、着いてきてくれた4人の友人、日頃からご指導くださった先生方、勉強に集中できる環境をくれた南山大学、そしてなにより実家で支えてくれた家族がいなければ、なしえませんでした。そして、尊敬する先輩と同期になれたことを嬉しく思います。

また、後輩が司法試験・予備試験に合格することをOBとしていつまでも楽しみにしています。特に学部で予備試験に合格する後輩がいれば、その大変さをわかっているからこそ、自分のことのように嬉しく思います。

私は天才ではありません。努力に努力を重ね、努力を積み上げてきたタイプだと思います。この体験記が皆さんの努力の一助になれば幸いです。



## 1 法曹を目指したきっかけ

私が法曹を目指した最初のきっかけは、中学生の時に放送されていた検察官をテーマとしたドラマを見て、「かっこいいな」と思ったことでした。しかし、その時はただ漠然と考えていただけで、なってみようとは考えていませんでした。

本格的に目指そうと思ったきっかけは、痴漢冤罪をテーマにしたドキュメンタリー番組を見たことです。無実の人間が裁判で裁かれうる現実を目の当たりにて、恐怖を覚えたとともに、「自分がなんとか出来ないだろうか」と考え、法曹になろうと思うようになりました。

なので、私は南山大学に入学した段階で、法科大学院に進学することを決めていました。

## 2 南山大学法科大学院での生活

私は2016年に南山大学法科大学院未修コース(現在の標準就業コース)に進学しました。私は法学部出身でしたが、既習コースにしなかった理由は、学部時代は部活動や大学行事の主催として企画等を行っていたことから、満足に勉強できておらず、既習コースについて行く自信がなかったからです。

私は後述する家庭の事情から、法科大学院卒業後は自宅での勉強に切り替えたのですが、在学中は、授業が終わった後も、夜10時まで自習室で勉強して帰宅するという生活を送っていました。

南山大学法科大学院の良い点として、少人数制であることから、生徒と教員の距離が近く、疑問点が生まれれば、すぐに質問できる環境であったことです。私は南山大学からの進学でしたので、学部の時にお世話になった先生方に気兼ねなく質問ができたため、非常にいい環境だったと思います。

特に私は、南山大学からの進学でしたので、学部の時にお世話になった先生方に気兼ねなく質問ができる環境は、非常に恵まれていたと思います。また、司法試験の過去問の添削やゼミについても、先生方がやってくださったことがとても心強かったです。特に民事訴訟法が苦手だった自分にとって、過去問添削はとても力になったと思います。

## 3 合格までに時間がかかった理由

私は5回目の受験で合格することができました。5回もかかってしまった要因は沢山あるのですが、あえて2つその要因を挙げるのであれば、「家庭の事情」と「自分の性格」だと考えています。

まず、「家庭の事情」について、法科大学院2年生の時、同居する父が若年性アルツハイマー性認知症と診断されてしまいました。この時、妹は海外留学に行っており、母は父との不和を原因に家を出てしまっていたため、誰にも頼れないまま、1人で父の介護をしながら

勉強をするという生活が始まりました。のちに母が家に戻ってきたため、幾分負担は軽減されましたが、満足に勉強できず、1回目の受験ではまず合格できないだろうと思っていました。

また、同時期に、家庭のストレスを原因とした腰痛と下半身の痺れが出始め、ついに2回目の受験当日に腰を壊してしまい、激痛で満足に歩けないまま受験することになりました。当然、結果は良くなく、この時は短答試験で不合格となりました。

4回目の受験の時は、本番1ヶ月前に父が新型コロナウイルスに感染してしまい、自分も感染し、症状がひどかったため、2週間のホテル療養を余儀なくされました。さらに、これをきっかけに父の病気の進行が進み、日常生活を送ることも困難になり、5回目受験の年に施設に入所させることになりました。振り返ると、普通の勉強環境だった時期はあまりなかったかもしれません。

次に、「自分の性格」について、自分ははっきり言って勉強が嫌いな人間でした。なので、やらなければならないことを後回しにしたり、なにかと理由をつけては勉強をサボったり、受験生にあるまじき勉強態度だったと思います。勉強環境も、確かに恵まれていなかったとも言えますが、自分よりも過酷な状況で合格した方々は沢山いますので、自分は今考えても、受験生失格だったと思います。

#### 4 合格した年に刷新した勉強法

4回目の不合格結果が出て、自分に足りないものは何かを改めて見直しました。自分は安定した成績を出せる科目がない一方で、過去にしっかりと取り組んだ分野が出題された時は、科目やその年の難易度に関わらず A 評価を取ることができていました。そのため、論文の書き方などに不合格の原因がある訳ではなく、どの科目においても体系的な理解が足りていないこと、規範などの暗記が曖昧であることが自分の不合格の原因であると考えました。

まず、体系的な理解を深めるために、メモリーツリー作成という勉強法を取り入れました。これは、苦手な分野・テーマを A3 用紙の中心に書き、そこから木の枝を伸ばして行くようにその分野・テーマに関連する事項を増やしていき、項目ごとの関連性を意識しながら理解を深める方法です。作成に非常に時間がかかるのが難点ですが、これによって分野・科目毎の体系的な理解が深まり、知識の整理に一役買いました。

次に、規範の暗記の曖昧さをなくすために、iPad にフラッシュカードを作成して、暇な時に見ることで記憶力の定着を図りました。これまで、趣旨規範ハンドブックというものを使っていたので、これを一部改造したりして、すぐに論文で使えるように書き直しなどを変えて、フラッシュカードを作りました。これによって、今までなんとなく頭に入っているだけの知識であったり、曖昧なまま覚えていた規範・論証を極力減らせるようにしました。

5回も受験しただけもあり、様々な勉強方法を試してきましたが、特にメモリーツリーについては、視覚的に記憶する自分にとってはかなり相性の良い勉強法でした。合格された先輩が、「司法試験はいかに早く自分に合った勉強法を見つけ出すかが大事」とおっしゃって

いたのですが、自分は5回目の受験でついにそれを見つけることができたということになります。

## 5 合格した年について

前述のような勉強方法で知識の整理を行なってはいましたが、正直言って、試験間近になっても、合格できるビジョンは見ていませんでした。模試の結果も含めて、不合格だった4回目と比較して、目に見えた変化がなかったからです。

試験本番も、初日の憲法がとても難しく、ほぼ途中答案と言っていいような出来でしたし、試験終了後に、出来に自信があった刑法に大きなミスがあることがわかったこともあり、間違いなく不合格だろうと思いながら、合格発表までの数ヶ月を過ごしていました。

なので、アルバイトの帰りに法務省のHPで自分の受験番号を見つけても、どこか信じられず、合格通知書が来るまで、本当に合格したのか半信半疑の状態でした。

しかし、試験結果が来た後に改めて振り返ってみると、合格した年は、これまでの不合格だった時に比べて、どの科目も論文試験で書いた枚数が多かったことや、比較的バランスよく論文試験の点数を取れていたこと、短答試験の結果がこれまでで1番良かったことなど、実は成長した部分がとても多かったんだと感じました。

## 6 最後に

私は合格までに非常に長い時間がかかってしまい、決して順調な道のりとは言えなかったと思います。勉強が嫌いだったこともあり、何度も途中でやめようと思ったこともありましたが、諦めずに挑戦し続けたことで、何とか合格することができました。

もっとも、まだスタートラインに立てたにすぎません。これからは私を支えてくれた人たちを助けられるように、法曹として活躍していきたいと思っています。

以上

## 1 はじめに

私は、非法学部出身で、他大学の法科大学院に未修者として入学しました。しかし、時間をかけて勉強しても成果が出ないことに嫌気が差し、修了後すぐに他業種に就職してしまいました。

ところが、コロナ禍の到来により、様々な事情が重なって再挑戦を決意するに至り、前職を退職して、南山大学法科大学院に既修者として入学しました。前回の挫折によるトラウマに加え、加齢によって記憶力や事務処理能力が低下していたため、おそろおそろ再開した法律の勉強でしたが、拍子抜けするほど順調に進み、南山大学における在学中受験制度を利用した合格者第1号となることができました。

私の経歴から明らかなおりと、現行の司法試験は、1年間でも間に合いますし、先天的な才能や年齢による衰えの影響もそれほど大きくありません。ただし、取り組み方を誤ると3年間かけても成長せず、一度つまずくと悪循環に陥りやすいです。

そこで、以下では、南山大学において、私が目標として設定した「合格のために要求される能力」と、それを修得するために行った取り組みをご紹介します。

## 2 合格のために要求される能力

司法試験の成績通知には、科目ごとに「A～F」の6段階評価が記載されていることをご存じでしょうか。これは、受験生全体の中で自分の順位がどのくらいだったのかを示す相対評価です。これに対し、答案そのものの出来については、「優秀（100～75点）」、「良好（74～58点）」、「一応の水準（57～42点）」、「不良（41～0点）」の4段階の絶対評価で判定されます。

ここで、仮に、全科目で「一応の水準」としか評価されなければ、どうなると思いますか。実は、500位ぐらいで合格します。つまり、合格者のうち3分の2以上は、絶対評価としては下から2番目以下の評価しか受けていないのです。そこで、合格のためには、まずは全科目で「一応の水準」の答案をそろえることを目指すことになります。

では、「一応の水準」とは、どのような状態を指すのでしょうか。採点官の感想では、「基本事項の理解とそれを使いこなすこと」などと言及されています。

ただし、残念ながら「基本事項」をはっきりと定義する言及はありません。もっとも、基本書や予備校本など、探求する手掛かりはありますし、いわゆる論証パターンを「基本事項」として全科目で丸暗記することが不可能なことは、一度挑戦すれば思い知らされます。むしろ論証部分は、「基本事項を使いこなすこと」と捉え、暗記は、論証の前提をなす法体系・定義・要件・効果・趣旨などにとどめることが現実的であり、そこが私の能力的限界でもありました。

前置きが長くなってしまいましたが、私は、これらが「合格のために要求される能力」としてと捉え、そこから逆算して、以下の取り組みを行いました。

### 3 授業・自習への取り組み

具体的には、「基本事項の理解」と「基本事項を使いこなすこと」について、自習では、前者を中心に修得し、授業では、前者の確認と後者の実践を行いました。

例えば、授業の予習と並行して、全科目を薄く広く周回し、定義・趣旨などを頭に入れていきました。もちろん、最初はつらく、時間も間に合いませんでしたが、周回を重ねるにつれ、予習の基本事項部分を短縮できるようになってきて、それを考えて使いこなすことに注力できるようになりました。最終的には、2週間前には予習を終えることができるようになり、空き時間で、過去問演習を行っていました。また、授業では、質疑応答を通じて、自分が基本事項を本当に理解できているかを確認し、先生の補助がある場合に限り、発展的な問題にもチャレンジして、法的思考力の涵養を目指しました。

たしかに、翌日の授業、数か月後の定期試験のプレッシャーは大きく、特に、一度つまずくと、「司法試験を後回しにしてでも、なんとか進級・修了だけはしたい」という考えに陥りがちです。これらを乗り切るため、基本書を読み込まず課題の答え部分だけを探したり、てっとり早く論証を丸暗記したくなる気持ちにもなります。しかし、これは一夜漬けを毎日しているようなもので、頭に定着しませんし、司法試験はおろか定期試験すら乗り切れないことになりかねません。

また、在学中受験を目指される方は、授業を受けながら1年間で司法試験対策をすることになるため、授業への取り組み方に悩まれると思います。もっとも、授業を捨てた途端に、週に17時間近くの授業時間を無為に過ごしていることになってしまい非効率です。たとえ司法試験の科目でない授業であっても、先生は法的思考の専門家です。自分の論述にフィードバックをもらうなどすれば、なんらかの気づきを得られると考え、私は手を抜かずに取り組んでいました。

### 4 試験への取り組み

以上のように、私は、授業・自習をそのまま司法試験対策に直結させることを目指した取り組みをしていたので、試験は、その延長線上のものとして、特別な工夫をすることなく、定期試験から司法試験まであっさり通過しました。

なお、南山大学には、学生思いの先生が多く、授業時間外に司法試験の相談へ乗ってくださったり、自主ゼミへ参加してくださる先生がいらっしゃることに感銘を受けました。皆さんにも、先生方と積極的に交流し、この最高の環境を最大限に活用していただきたいです。

### 5 おわりに

司法試験の勉強は、つまずいてしまうと、苦しみながら何年かけて努力しても成長しない反面、自分に合った取り組みをみつけると、実力が安定し、なにより楽しく努力できます。私は、遠回りしてようやくそのことに気付きましたが、これから法職特別課外講座や法科大学院を目指される皆さんには、つまずかずに合格まで走り切っていただきたいと思います。その一助として、私の経験を参考にしていただけたのならば、私の遠回りも報われます。

皆さんの早期合格をお祈り申し上げます。

### Ⅲ. 募 集 要 項

#### 1. 全体の概要

##### (1) 「ベーシックコース」(主に1年次生向け)

このコースは、憲法・民法・刑法についての入門的な性格を有するもので、授業の予習・復習のため、また、「法学検定試験ベーシック〈基礎〉コース」など各種試験の受験準備のためなど、広く向学心のある学生のために開講されます。基本的には1年次生を対象としますが、2年次生以上の学生の皆さんにとっても、各種試験の受験準備のために、復習に役立つことでしょう。

##### (2) 「資格取得民法基礎コース」(主に2年次・3年次生向け)

このコースは、司法書士、行政書士、宅建など資格取得を目指す人のために設置しました。これら資格試験に共通する重要科目が民法ですから、夏休みを利用して、民法を重点的に学びましょう。講師は南山出身の現役司法書士にお願いしています。もちろん、1年次生、4年次生の皆さんも受講できます。

各コースの詳しい内容、申込の日程については、後記、4. 学年別各コース案内を参照してください。

授業形態は、いずれも B21 教室にて対面実施を予定していますが、新型コロナウイルス感染症流行状況等によっては、オンライン等での対応となることがあります。レジュメや教室等のご案内は、当日までに PORTA 個別お知らせにてご案内いたしますので、PORTA は各自こまめにご確認くださいませよう、お願いいたします。

#### 2. 申込方法

##### (1) 「ベーシックコース」(2)「資格取得民法基礎コース」の申込方法

- ① 「PORTA お知らせ」もしくは右の QR コードから「2024 年度法職特別課外講座 受付フォーム」のページに進み、所定の事項を記入してください。

各講座の申込期間にご注意ください。



- ② 下記口座に受講料分の金額をお振込みください。

振込手数料はご自身でご負担ください。

=====

銀 行 : 三菱UFJ銀行  
支 店 : 八事支店  
預金種別 : 普通  
口座番号 : 1511754  
口座名義 : 学校法人南山学園  
フリガナ : ガク)ナンザンガクエン  
口座名義人電話番号 : 052-833-0366

=====

**「ベーシックコース」「資格取得民法基礎コース」の受講料および申込日程表**

コース名	春学期科目	秋学期科目	受講料	申込開始日	申込締切日
ベーシックコース		憲 法(全10回)	5,000 円	4 月 1 日	10 月 1 日
	民法 I (全6回)	民法 II (全6回)	春・秋 各 3,000 円	春 4 月 1 日 秋 4 月 1 日	春 5 月 13 日 秋 10 月 7 日
		刑 法(全6回)	3,000 円	4 月 1 日	12 月 12 日
資格取得民法基礎 コース	民 法(全15回)		7,500 円	4 月 1 日	8 月 26 日

### 3. その他

#### 「法職特別課外講座と正課の授業との関係および

##### 法職特別課外講座とキャリア形成との関係」

正課の授業においては、「憲法」「民法」「刑法」その他法律科目について、学説・判例など基本を学ぶと同時に、それらへの批判的考察の方法を学んでいきます。「法職特別課外講座」のうち、「ベーシックコース」では、そうした正課の授業の予習・復習をおこなうことで、授業内容をしっかりと理解することを主な目的としています。副次的には、法学検定試験や公務員試験なども役立つことになるでしょう。さらに「資格取得民法基礎コース」では、司法書士試験をはじめとする各種資格試験に役立つ内容を身につけることを目的としています。

キャリア教育（全学）が用意しているのは、職業とは何か、社会人として成長することとは何かなど、皆さんが今後、学生から職業人へと成長・発展していくことを支援するための、キャリア、将来設計教育です。法律学を学ぶ皆さんにとって、学んだことを将来の職業に活かしていくために、どのような職業があり、それらに就くためには、どのような準備をどのような段階で、どの程度することが望ましいのか、法学部として、一定のモデルを示しています。

#### 4. 学年別各コース案内

##### (1) 1年次生向けコースの案内

大学に入ったばかりの1年をどのように過ごすかによって、4年間の大学生活は大きく変わります。入学したからと言って決して気を緩め過ぎてはいけません。そこで、皆さんの授業に対する不安を取り除き、さらに情熱を持って勉強していく意欲を継続させつつ引き出すために、法職特別課外講座では、1年次から3つのコースを用意しています。何事も「最初が肝心！」です。是非参加してください。

なお、講義は5限目の時間帯に実施されます。連絡事項はPORTAに掲載されることがあるので、注意してください。

##### ① **ベーシック民法Ⅰ** (全6回) : 定員 (100名) 17:25~ 担当者: 弁護士 北川 喜郎

民法は、法学部における重要科目であり、司法試験やその他の資格試験等においても、試験科目とされています。南山大学の法学部では、「民法総則」「物権法」「担保法」「債権法総論」「契約法A」「契約法B」「不法行為法」「家族法(親族)」「家族法(相続)」という合計9科目(18単位)の授業科目で、民法全体を順次学ぶカリキュラムを用意しています。

法学部での授業は通常、重要な条文や制度に関する解説を中心とするため、ともすると民法の全体像が見えにくくなってしまうかもしれません。それはあたかも、大樹の全体像を把握しないまま、枝先の一葉を観察しているようなものです。細かな部分を深く理解することもとても大切ですが、民法全体の中での位置づけや、他の条文・制度との関連を意識しないままでの学習では民法がただ難しいだけの存在に感じられ、民法の世界を理解し、その面白さに気づいてもらえないのではないかと思います。

そこで、このベーシックコースでは、主として民法を学び始めたばかりの1年生を対象として、民法の見取り図・地図を提供できるよう、民法がどのような法律であるのか、どのような構造になっているのかなどについても、お話をしたいと思います。

##### 【講義概要】

この講義では、そもそも民法とはどのようなことを勉強する科目なのか、そのイメージを持つように民法全体を視野に入れながら、民法の役割と基本的な考え方から学んでいきたいと思えます。この講義の後半では、財産法の仕組みや権利義務の主体、契約の取消しや無効、代理制度などについても、学んでいきたいと思えます。

この講義では、講義担当者が法科大学院で学んだ経験や弁護士実務などのお話を交えながら、楽しく民法を学んでいくことを目標にしたいと思います。

回数	日程	授業内容(予定)
1回	4月15日(月)	民法とは?勉強法など
2回	5月13日(月)	物権法と債権法
3回	5月20日(月)	権利主体
4回	6月10日(月)	契約の成立要件・有効要件
5回	7月1日(月)	代理
6回	7月8日(月)	講義の復習など

\*定員オーバーになっても、申込期限までの申込者は、受講できます。詳しくは法学部事務室で確認してください。



② **ベーシックコース憲法** (全 10 回) : 定員 (100 名) 17 : 25～ 担当者 : 日比 拓也 先生

1 年生第 3 クォーターから正課の学科科目として初めて憲法を勉強することになる学生を主な対象者としています。授業の受け方、自学の仕方から、学科科目の試験の準備の仕方など、授業の予習・復習そして授業で分からなかったことの質問や相談を行います。また法学検定のベーシックやスタンダードのレベルを目安に、各種の資格試験や公務員試験の過去問などを実際に解答してみることで実力を養います。

**【講義概要】**

この講義は、これから本格的な憲法の勉強を始める前の学生を対象に、自分が学んだことをアウトプットするための「勉強の仕方」を身につけることを目的としています。公務員試験や資格試験、大学の定期試験などで適切に解答するためにはまず、「なにを」「どのように」勉強すればいいのかを学ぶ必要があります。そのためにこの講義では、教科書や判例集をどう扱うべきか、また初学者が陥りがちな「つまずき」をどう回避するかを学びます。また過去の各種試験問題を実際に解いてみて、自分の学習の仕方が間違っていないかを検証します。日頃の学習で疑問に思ったことを質問できる「Q&A」も設けますので、なんでも質問してください。

ひとりよがりの勉強で「学んだつもり・理解したつもり」になってしまわないよう、実践的な知識の身につけ方を学んでください。

回数	日程	授業内容 (予定)
1 回	9 月 24 日 (火)	憲法の勉強をするための準備
2 回	10 月 1 日 (火)	憲法の定義
3 回	10 月 8 日 (火)	平和主義
4 回	10 月 15 日 (火)	法人の人権
5 回	10 月 22 日 (火)	外国人の人権
6 回	10 月 29 日 (火)	「公共の福祉」
7 回	11 月 5 日 (火)	私人間適用
8 回	11 月 26 日 (火)	法の下での平等
9 回	12 月 3 日 (火)	精神的自由と経済的自由
10 回	12 月 10 日 (火)	社会権

\*定員オーバーになっても、申込み期限までの申込者は受講できます。詳細は法学部事務室で確認してください。

③ **ベーシック民法 II** : 定員 (100 名) 17 : 25~

担当者 : 弁護士 北川 喜郎

【講義概要】

この講義でも引き続き、民法の基本的な部分を楽しく学ぶことを目標にしたいと思います。具体的には、物権変動、契約の種類を学んだ後、債権の効力として問題が生じたときの一つである債務不履行をテーマに勉強します。また、後半では、家族法（親族や相続）の勉強をしたいと思います。

講義では、理解度に応じて、法学検定試験問題を利用して一緒に考えてみたいと思います。

回数	日程	授業内容(予定)
1 回	9 月 30 日 (月)	物権変動
2 回	10 月 7 日 (月)	契約の種類
3 回	10 月 28 日 (月)	債務不履行
4 回	11 月 25 日 (月)	親族
5 回	12 月 2 日 (月)	相続
6 回	12 月 9 日 (月)	講義の復習など

\*定員オーバーになっても、申込期限までの申込者は、受講できます。詳しくは法学部事務室で確認してください。

④ **ベーシックコース刑法** (全6回) : 定員 (100名) 17:25~ 担当者: 萩野 貴史 教授  
【講義概要】

「刑法」は犯罪と刑罰に関する法律であり、法学部では一般に刑法総論や刑法各論といった授業が開講されています。これらの授業で皆さんは、緻密な理論の世界を味わうことができます。もっとも、1年生で学ぶ刑法総論は「構成要件該当性」や「因果関係の有無」といった抽象度の高い概念・問題を扱うため、授業をしっかりと聴いていても、あるいは教科書を真剣に読んでいても、話がわからなくなってしまうことがあります。いや、(ほとんどの学問分野に共通するかもしれませんが、)むしろ真剣に取り組めば取り組むほど、多くの疑問がわいてくるはずですよ。

この講座は、正規授業の補習として位置づけます。すなわち、刑法総論の正規授業ですでに習った内容の大枠を振り返るとともに、「皆さんが正規授業を聴いて疑問に思ったことに回答する」形で進めていきます。より具体的には、授業の前半を正規授業の復習に充て、その後、皆さんから寄せられた疑問等に答えていくという流れを想定しています(そして、おそらく書面の方が質問しやすいでしょうから、各回の最後の数分を使って「次回の授業で扱ってほしい疑問点」等を募集する予定です)。この講座の時間を有意義にするためにも、正規授業をしっかりと聴講していただきたいと思います。

テキストは、正規授業に合わせる予定であり、現時点では、井田良・丸山雅夫『ケーススタディ刑法〔第5版〕』(日本評論社、2019年)を想定しています。

回数	日程	授業内容
1回	12月5日(木)	構成要件該当性について
2回	12月12日(木)	未遂について
3回	12月19日(木)	故意について
4回	1月9日(木)	違法性阻却事由(とりわけ正当防衛)について
5回	1月16日(木)	違法性阻却事由(法益主体の同意等)について
6回	1月23日(木)	責任阻却事由について

\*定員オーバーになっても、申込み期限までの申込者は受講できます。詳細は法学部事務室で確認してください。

## (2) 2年次生・3年次生向けコースの案内

### ⑤ 資格取得民法基礎コース：定員(50名)

担当者：司法書士 平野 瞬

司法書士、行政書士、宅建など資格取得を目指す人たちにとって重要な科目となるのが民法です。その民法に焦点を当て、重点的に学ぶコースを夏期休暇期間中に新設しました。授業を担当するのは、南山大学法学部出身の現役司法書士です。民法だけでなく、司法書士の仕事について、実務経験を踏まえたお話しなどを、あなたも聞いてみませんか。

#### 【講義概要】

重要科目である民法を一通り学習する講義になります。各種試験において、民法は深い知識を要求されますので、資格試験において頻出の分野をピックアップしながら講義を進めていきます。

今回の講義は「資格取得」を視野に入れたものですので、実際の実務での話などを盛り込みながら、資格試験に対応できるだけの知識を身につけていただきます。

#### 【予習復習】

予習は必要ありません。ただし、講義があったその日のうちに復習をするようにしてください。復習の方法としては、①テキストの該当ページを読みなおす②受験予定の資格試験の過去問の該当箇所を解く等、講義時間と同じくらいの時間をかけて復習をするようにしてください。

#### 【テキスト】

『司法試験・予備試験 逐条テキスト (2) 民法 2024年版』

定価 2,970円(税込) 出版社：早稲田経営出版(2023/10/25)

ISBN-10: 4847150724 ISBN-13: 978-4847150722

なお、コパン3階「紀伊国屋書店」において1割引きで販売しています。

回数	日程	科目	授業内容
1回	8月26日(月)	民	総論
2回	8月26日(月)	民	総論
3回	8月26日(月)	民	総論
4回	8月27日(火)	民	総論
5回	8月27日(火)	民	親族・相続
6回	8月27日(火)	民	親族・相続
7回	8月28日(水)	民	親族・相続
8回	8月28日(水)	民	物権
9回	8月28日(水)	民	物権
10回	8月29日(木)	民	物権
11回	8月29日(木)	民	物権
12回	8月29日(木)	民	債権
13回	8月30日(金)	民	債権
14回	8月30日(金)	民	債権
15回	8月30日(金)	民	債権

\*授業はいずれの日も、3時限(午後1時30分～午後3時)、4時限(午後3時15分～午後4時45分)および5時限(午後5時～午後6時30分)に行います。また、申込み期限を過ぎても、定員に満たない場合は受講できます。詳しくは法学部事務室で確認してください。

## IV. 主要試験案内

みなさんが、比較的受験する機会が多い各種試験の概要を以下に示します。受験希望者は、各々早めに所轄官公庁に問い合わせをし、受験の機会を失わないように注意してください。後述するように、各種試験毎に試験科目にかなり違いがあります（次頁以下の試験内容については、数科目から一定数の科目を選択して解答する場合も多く、必ず受験案内等で確認してください）。受験のための勉強をするに先立って、自分にもっとも適した試験はどれかを十分に考えてください。また、法律や政治関係以外の経済・経営関係の科目が試験科目に含まれている試験も多いので、よく注意して講義を履修してください。

詳しくはキャリア支援室に備え付けの各種試験案内書、および、皆さんに配付される「授業科目履修案内」と「就職のてびき」の該当箇所を参照してください。

受験希望者は、該当する試験のホームページ上の採用情報などを参考に、**各自で最新データを確認してください。**（なお、以下の各試験の説明は、関係するホームページなどの記載をもとに、一部加筆修正等を施したものです。）



### 1. 将来の職業として

- (1) **司法試験**（言うまでもなく、法曹になるための試験です。2011年に「旧」司法試験が終了したため、2012年から「新」司法試験は「司法試験」になりました。）

受験資格		
出願時期	3月中旬～約2週間	
試験時期	短答試験 論文試験	7月中旬の4日間
試験科目	短答試験	憲法、民法、刑法
	論文試験	選択科目、公法系科目、民事系科目、刑事系科目

#### ★法務省

<http://www.moj.go.jp>

- ① 司法試験のメニュー

[http://www.moj.go.jp/shikaku\\_saiyo\\_index1.html](http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index1.html)

- ② 令和6年司法試験の実施日程等について

<http://www.moj.go.jp/content/001400807.pdf>

- ③ 令和6年司法試験受験願書の交付等について

<http://www.moj.go.jp/content/001409607.pdf>

- (2) 国家公務員

#### ★人事院

<https://www.jinji.go.jp>

- ① 試験情報

[https://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/top\\_siken.html](https://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/top_siken.html)

- ② 2024年度国家公務員採用試験の概要

[https://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/dai\\_gaiyou.pdf](https://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/dai_gaiyou.pdf)

(3) 労働基準監督官

① 労働基準監督官採用試験

<https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

② 2024 年度受験案内

[https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/dl/roudoukijun\\_zyukenannai.pdf](https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/dl/roudoukijun_zyukenannai.pdf)

(4) 裁判所職員採用総合職試験・一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）

★裁判所

<https://www.courts.go.jp>

① 裁判所職員採用試験

<https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>

② 令和 6 年度裁判所職員採用試験日程

[https://www.courts.go.jp/saiyo/vc-files/saiyo/juken\\_annai/XYC-13jukenannai.pdf](https://www.courts.go.jp/saiyo/vc-files/saiyo/juken_annai/XYC-13jukenannai.pdf)

(5) 愛知県職員採用試験（行政職）

★愛知県職員採用情報

<https://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/>

試験情報

<https://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/exam/>

(6) 名古屋市職員採用試験（第1類 [大学卒業程度・22 歳から 30 歳]）

★名古屋市

<https://www.city.nagoya.jp/index.html>

名古屋市職員採用案内

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/65-21-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(7)

☆ 人事院ホームページ「国家公務員試験採用情報NAVI」 <https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>

☆ メールマガジン「国家公務員試験採用情報NEWS」 <https://www.jinji.go.jp/saiyo/merumaga/mailmagazine/html>

☆ フェイスブック「国家公務員試験採用情報 Facebook」 <https://www.facebook.com/jinjiin.saiyo>

☆ インスタグラム「国家公務員試験採用情報 Instagram」 <https://www.instagram.com/jinjiin.saiyo/>

☆ X「国家公務員試験採用情報 X」 [https://twitter.com/jinjiin\\_saiyo](https://twitter.com/jinjiin_saiyo)



### (3) 宅地建物取引士資格試験（宅建試験）

不動産の取引を行う不動産会社・建設会社の事務所には、従業員5名に1名以上の割合でこの試験に合格し一定の手続きを経た『宅地建物取引士』を置かなければなりません。また近年では金融業界をはじめ他の業界でも不動産部門をもつ企業が増え、この宅地建物取引士を求めていることから、幅広い企業への就職・転職に有利に働く資格といえます。宅地建物取引士の主な業務としては、不動産物件の事前説明や契約書面の確認があります。2023年度の合格率は17.2%です。

受験資格	年齢・性別・学歴などを問わず、誰でも受験することができます。	
出願時期	7月	
試験時期	10月第3日曜日	
試験	択一式	権利関係（民法・借地借家法など）、法令上の制限（都市計画法・建築基準法など）、税（所得税・固定資産税など）、価格の評定（不動産鑑定評価基準・地価公示法）、宅建業法（宅地建物取引業法）、需給の概要と取引の実務（住宅金融支援機構法・不当景品類及び不当表示防止法など）、土地・建物の形質等
合格基準	50問中34～38問の正解（毎年変動あり）	

#### ★一般財団法人不動産適正取引推進機構

<https://www.retio.or.jp/>

##### ① 宅建試験（概要等）

[https://www.retio.or.jp/exam/takken\\_shiken.html](https://www.retio.or.jp/exam/takken_shiken.html)

##### ② 令和5年度宅地建物取引士資格試験について（参考）

<https://www.retio.or.jp/exam/index.html>

### (4) 社会保険労務士（社労士）試験

「社会保険労務士」は、労働・社会保険に関する法律、人事・労務管理の専門家として、企業経営の3要素（ヒト・モノ・カネ）のうち、ヒトの採用から退職までの労働・社会保険に関する諸問題、さらに年金の相談に応じる、ヒトに関するエキスパートです。社会保険労務士は、その会社の実情を専門家の目で分析し、きめ細かいコンサルティングを行います。企業の発展を促すことは、労働条件の改善にもつながり、企業の更なる活力を生み出します。2023年8月末日現在、社会保険労務士の登録者数は全国で45,139人です。2023年度の合格率は6.4%です。

受験資格	4年制大学・短期大学・高等専門学校を卒業した者、4年制大学において62単位以上要件単位を修得した者は、年齢・性別・国籍などを問わず、誰でも受験することができます。	
出願時期	4月中旬～5月31日まで	
試験時期	8月下旬	
試験	選択式 および 択一式	労働基準法及び労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法、労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識
合格基準	概ね、選択式は各科目5問中3問以上正解、かつ合計点は40点満点中25問以上正解、択一式は各科目10点満点中、4問以上正解。択一式は70点満点中44問以上の正解が望まれる。（毎年変動あり）	

#### ★社会保険労務士試験オフィシャルサイト（全国社会保険労務士会連合会試験センター）

<https://www.sharosi-siken.or.jp>